

諮問番号：令和元年度諮問第12号  
答申番号：令和元年度答申第42号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙処分庁等一覧のとおり各処分庁（以下「処分庁」という。）が各審査請求人（以下「審査請求人」という。）に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求書、反論書、審査会に提出された主張書面及び令和元年10月11日に実施した口頭意見陳述を踏まえた審査請求人の主張の要旨は、以下のとおりである。

##### (1) 本件処分について

##### ア 憲法第25条、法第1条及び法第3条違反

厚生労働大臣は、平成30年9月4日付け厚生労働省告示第317号により生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の改定（以下「本件基準改定」という。）を行った。

審査請求人は、本件基準改定に伴う本件処分によって、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされたことから、本件処分は、憲法第25条、法第1条及び法第3条に違反している。

##### イ 本件処分の不当性

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）に基づく不服審査においては、行政庁の適法な処分のみならず不当な処分も取消しの対象となる（行審法第1条第1項）、第1・十分位層の消費水準との比較という不適正な方法によって改定された保護基準が不当であることは明らかであるから、本件処分は取り消されるべきである。

適正な方法によって保護基準が改定されていれば、本件基準改定によって

受給額が減額及び増額となった者のいずれもが、より高い額を受給できたはずであり、不適正な方法によって改定された本件基準改定が不当であることは明らかであることから、本件処分は取り消されるべきである。

(2) 本件基準改定について

ア 法第8条第2項違反

本件基準改定は、所得の最下位である第1・十分位（下位10%）の消費支出に生活扶助基準を合わせるというものである。水準均衡方式は、そもそも第1・十分位を比較対象とはしていなかったもので、特段の正当化根拠なく第1・十分位の消費水準に保護基準を合わせることは現行の改定方式から逸脱している。社会保障審議会生活保護基準部会（以下「部会」という。）も、第1・十分位の消費水準に保護基準を合わせることについては、様々な視点から懸念を表明していたにもかかわらず、本件引下げは、そのような指摘を顧みずに行われている。

また、平成25年の保護基準引下げの際には、平成20年以降の物価の動向を勘案した。具体的には、厚生労働大臣は、生活扶助相当CPIという数値を用いて平成20年から平成23年の間の物価が4.78%下がったことを根拠として保護基準を引き下げた。ところが、本件基準改定に当たって、同じ生活扶助相当CPIを用いて平成23年から平成28年の間の物価動向を見ると、5.2%も上がっている。厚生労働大臣が首尾一貫した考え方で保護基準を設定するのであれば、平成25年の保護基準改定の際と同様に、平成23年以降の物価動向を考慮した上で、保護基準を上げなければならないはずである。しかし、厚生労働大臣は、このような物価上昇について何らの考慮も行っておらず、首尾一貫性を欠く恣意的な基準の改定と言わざるを得ない。

以上から、昭和59年から現在に至るまでの間、保護基準の検討方式として採用されてきた中央社会福祉審議会の具申を受けた水準均等方式から逸脱している等、本件基準改定は、首尾一貫性を欠く恣意的な改定であり、厚生労働大臣の裁量を逸脱したものである。

したがって、本件基準改定に基づく本件処分は、法第8条第2項に違反し、違法であるから取り消されるべきである。

イ 保護基準設定に関する厚生労働大臣の裁量権を羈束する条件違反

(ア) 厚生労働大臣の保護基準設定については、法第8条やそれに関連する規定に基づいて様々な条件を付され、その裁量権を羈束している。条件1として、法定考慮事項を考慮しなければならない、不可考慮事項を考慮してはならない、条件2として、いったん具体化された給付水準を引き下げるには合理的理由を説明しなければならない、正当性を立証しなければならない、条件3として、専門家による審議会の意見（専門的知見）に基づかなければ

ばならない、条件4として、恣意的な保護基準の設定を防ぐために、策定された方法や手続からの逸脱を禁止し、又は首尾一貫していなければならないことが挙げられる。

(イ) 部会の専門的知見を無視して強行された点において、本件基準改定は、「専門家による審議会の意見（専門的知見）に基づかなければならない」という条件3に違反する。

また、本件基準改定は、平均的な一般世帯（中間所得階層）の生活水準の6割以上で均衡を保つという水準均衡方式の考え方を逸脱して行われている点において、「一旦選択された保護基準の設定方法や手続と異なる場合には、それが合理的なものとして正当化できるものでなければならぬ（首尾一貫性の要請）」という条件4に違反する。

さらに、基準が引き下げられた審査請求人との関係では、厚生労働省が、本件基準改定の合理的理由や正当性を何ら明らかにし得ていない点において、「引下げの場合には合理的理由と正当性を事実上主張立証しなければならない」という条件2に違反する。

そして、水準が均衡しているとされた夫婦子1人世帯以外の高齢夫婦、高齢单身、若年单身等の世帯類型が、確保されるべき平均的世帯の6割の水準を満たしていない本件基準改定は、法第8条第2項が求める「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別」の「事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分」か否かを考慮せずになされた点において、「法定考慮事項（義務的考慮事項）を考慮しなければならない」という条件1に違反する。

(ウ) 有子世帯の加算の引下げ等は、いずれも、専門家による審議会の意見（専門的知見）への依拠の条件3と、合理的理由の説明責任と正当性を立証する事実上の立証責任の条件2に違反するものである。また、法定考慮事項の考慮の必要と不可考慮事項の考慮の禁止の条件1、策定された方法や手続からの脱却の禁止又は首尾一貫性の要請の条件4に違反する。

以上の諸点において、本件基準改定には、厚生労働大臣の裁量権行使の逸脱・濫用が認められる。

#### ウ 社会権規約違反

本件基準改定による保護基準引下げは経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第9条（及び同様に第2条第1項の義務により国が実現に向けた措置を取るべき第11条第1項）に反する後退的措置とみることができる。

本件基準改定は、実体的にも手続的にも、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）第3条第1項に違反することが明らかである。法第8条第2項は、厚生労働大臣に対して、「要保護者の年齢別、性別、

世帯構成別、所在地域別にその他保護に応じて必要な事情」を考慮して「最低限度の生活の需要を満たすに十分」な基準を設定することを要請しているが、子どもの権利条約第3条第1項の要請に反して、生活保護世帯の子供の最善の利益を第一次的に考慮しないことは、本件基準改定が法第8条第2項に違反することを裏付け、補強するものといえる。

#### エ 違法理由の追加主張等

少なくとも、厚生労働大臣は、本件基準改定に当たり、激変緩和措置として、開放条項や過酷条項のような規定によって一時的需要に適切に対応する手段を実施要領の改訂等によって整備すべきだったものといえる。

いわゆる生活保護老齢加算廃止訴訟に関する最高裁平成24年2月28日判決は、「老齢加算の全部についてその支給の根拠となる上記の特別な需要が認められない場合であっても、老齢加算の廃止は、これが支給されることを前提として現に生活設計を立てていた被保護者に関しては、保護基準によって具体化されていたその期待的利益の喪失を来す側面があることも否定し得ないところである。」とした上で、「老齢加算の廃止に際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした同大臣の判断に、被保護者の期待的利益や生活への影響等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合に、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法となる」と判示しているところである。

上記のような激変緩和措置を講じることなくなされた本件基準改定は、厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱、濫用が認められることは明らかである。

#### (3) 理由提示の不備等について

理由の通知及び提示（以下「理由提示」という。）は、どのような事実に基づいてどのような法的理由により当該処分がなされたか、名宛人が十分に理解し認識し得る程度に具体的になされる必要があるところ、本件処分に係る理由提示としては、単に「基準改定」、「基準額改定による変更」等と記載されているだけである。かかる抽象的な記載だけでは、どのような理論的根拠に基づき、どのような計算過程を経て生活保護費の金額が算定されたのかを名宛人が理解することはおよそ不可能である。

したがって、本件処分は、十分な理由提示を欠く点において、法第24条第4項、法第25条第2項及び行政手続法（平成5年法律第88号）第14条に違反し、違法である。

#### (4) 裁決書（案）に対する反論について

審査庁は、裁決に相当する内容を記載した書面である裁決書（案）により、厚生労働大臣の権限に属する保護基準の改定を理由とする本件処分は、処分庁の職務権限内においてなされた処分ではなく、厚生労働大臣が行った

保護基準の改定について、単にこれを執行するに留まるものと認めざるを得ず、本件処分に何ら違法又は不当な点は認められないと結論づけている。

しかし、保護基準の改定が、厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱又は濫用していると認められる場合には、保護基準の改定自体が違法となり、当該保護基準に基づいてなされた本件処分が違法となることは明らかである。

また、行審法が、行政庁の違法又は不当な処分の是正を目的としている以上（行審法第1条）、審査庁は本件審査請求の手續において、厚生労働大臣の実体的判断の適否に踏み込んで違法又は不当の判断を行う義務がある。その結果、本件処分を取消す認容裁決を行った場合、処分庁は当該裁決の理由に拘束され（行審法第52条）、審査請求人に対してのみ改定前の基準に基づく保護費を支給することとなるが、それは違法又は不当な処分の是正をするために必要なことであり、認容裁決を躊躇する理由にはならない。

仮に、審査庁において、審査請求人に対してのみ改定前の基準に基づく保護費を支給することが、多くの被保護者との公平性や厚生労働大臣の保護基準に係る設定権限との関係で著しい混乱を生じさせ、公の利益に著しい障害を生ずると考えるのであれば、事情裁決（行審法第45条第3項）により対応することが求められる。

## 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 保護基準について

審査請求人は、厚生労働大臣が行った保護基準の改定は、部会の検証結果を踏まえておらず、一貫性を欠く恣意的なものと言わざるを得ず、厚生労働大臣の裁量を逸脱した基準改定の告示に基づく本件処分は違法であると主張している。

しかしながら、保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている。（最高裁判決昭和42年5月24日 昭和39年（行ツ）第14号）

したがって、厚生労働大臣の権限に属する保護基準の改定を理由とする本件処分は、処分庁の職務権限内においてなされた処分ではなく、厚生労働大臣が行った保護基準の改定について、単にこれを執行するに留まるものと認めざるを得ない。

## (2) 理由提示について

審査請求人は、本件処分の理由提示について、どのような理論的根拠に基づき、どのような計算過程を経ているかについて、名宛人が理解できるよう具体的に記載すべきであると主張している。

しかしながら、厚生労働大臣の権限に属する保護基準の改定に係る理論的根拠については、それを設定した厚生労働大臣が説明責任を負うべきであり、本件処分の理由提示に求められていると解することは妥当ではない。また、改定された保護基準の内容は告示されており、本件処分の決定通知書とそれ以前の通知書の記載を見比べるなどすれば、保護基準の改定により保護費の給付額が変更されていることは了知し得ると考えられることから、保護費の計算過程まで理由提示されていないことのみをもって、違法又は不当とはいえない。

なお、基準改定について記載した資料の配付により被保護者への周知は一定図られているものと認められるが、処分庁においては、被保護者から質問や相談があった場合は、保護費の計算過程等について、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し理解を得るよう努めることが必要である旨付言する。

## (3) まとめ

以上のとおり、本件処分は、法令及び法令に基づく保護基準に則ってなされた処分にすぎず、本件処分に何ら違法又は不当な点は認められない。

## 第4 調査審議の経過

令和元年	7月25日	諮問書の受領
令和元年	8月7日	第1回審議
令和元年	8月13日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：9月2日 口頭意見陳述申立期限：9月2日
令和元年	9月4日	審査請求人の資料（9月3日付け）及び口頭意見陳述申立書（9月3日付け）の受領
令和元年	9月5日	第2回審議
令和元年	10月11日	口頭意見陳述の実施及び第3回審議
令和元年	10月18日	第4回審議

令和元年10月23日	審査会から処分庁に対し回答の求め(回答書:別紙回答書一覧参照)
令和元年11月8日	第5回審議並びに審査請求人の主張書面(11月6日付け)及び資料(11月6日付け)の受領
令和元年11月26日	審査請求人の主張書面(11月21日付け)の受領
令和元年12月6日	第6回審議
令和2年1月9日	第7回審議
令和2年1月28日	第8回審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び法第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。また、保護基準は、平成30年9月4日付け厚生労働省告示第317号により改定され、同年10月1日から適用されている。

- (4) 法第9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と定めている。
- (5) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」とし、同条第4項は、「前項の書面

には、決定の理由を付さなければならない。」と定めている。

- (6) 法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。」と定めている。
- (7) 法第29条の2は、「この章の規定による処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。」と定めている。
- (8) 行政手続法第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」と定めている。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類、審査請求人から審査会に提出された主張書面、令和元年10月11日に実施した口頭意見陳述、及び審査会からの質問に対する処分庁の回答書（以下「処分庁回答書」という。）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、本件審査請求時点において、法による保護を受けている。
- (2) 平成30年9月4日付けで本件基準改定が行われ、同年10月1日に施行された。処分庁は、保護基準が改定されたことに伴い、別紙処分庁等一覧のとおり平成30年10月分以降の保護費を変更する本件処分を行った。  
また、処分庁は、本件処分に係る通知を送付する際に、改定後の保護基準の概要を説明したリーフレット等を同封した。
- (3) 審査請求人は、大阪府知事に対し、別紙処分庁等一覧のとおり本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 判断

### (1) 本件基準改定の適法性について

審査請求人は、前記第2の1(2)及び(4)に要約した理由から、本件基準改定は、厚生労働大臣の裁量権を逸脱しており、これに基づく本件処分によって、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を余儀なくされたことから、本件処分は、憲法第25条、法第1条、法第3条及び法第8条第2項等に違反するとして、本件処分が違法又は不当であると主張するので、以下この点について検討する。

#### ア 本件基準改定の合憲性について

行政機関には違憲審査権はないと一般に解されていることから、本件基準

改定の合憲性にかかる判断は、憲法上違憲審査権を有する司法機関である裁判所に委ねられており、審査会の権限外にあると解される。

イ 本件基準改定の適法性について

本件は、前記第2の1の審査請求人の主張の要旨のとおり多岐にわたる論点が含まれている。これらの論点に関して、審査請求人からは（口頭意見陳述を含め）様々な主張がなされ、大部の証拠資料が提出されている。しかし、他方で、本件基準改定の違法性を判断する上で、本件基準改定を行った国、厚生労働省の主張、立証も必要となるものの、行審法には国を参加人として審査会の調査審議手続に参加させることを認める規定は存在しない。

たしかに、同法第74条に基づき、審査会が、国、厚生労働省に対して、「適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすること」も考えられないではないが、そもそも行政不服審査は、簡易迅速な手続で国民の権利利益の救済を図ることを目的とするものである。法は、審査請求前置を定める（法第69条）と同時に、行政不服審査会への諮問をした場合、70日の期間内に裁決をすべきであり、この期間内に裁決がないときは審査請求を棄却したものとみなすことができると規定する（法第65条）。このように、法が行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項第1号（3箇月）よりも短期の期間を規定している趣旨は、生活保護に関する権利救済手続の簡易迅速性をとりわけ重視するところにあると解される。そうすると、審査会が調査審議を尽くそうとするあまり、行政不服審査における審理手続が徒に長期化することになれば、行審法及び法の上記の趣旨目的に反し、かえって審査請求人の権利利益の救済を妨げることにもなりかねない。

以上の理由から、審査会における調査審議には自ずと限界があることを認めざるを得ず、それゆえ、本件基準改定に関する厚生労働大臣の裁量の審査密度は、司法審査と比べて高いものではないと言わざるを得ない。以下、このような限界のもとで検討を行う。

ウ 従来の最高裁判決（最高裁判所平成22年（行ツ）第392号・同年（行ヒ）第416号最判平成24年2月28日第3小法廷判決、最高裁判所平成26年（行ツ）第214号・同年（行ヒ）第217号同年10月6日第1小法廷判決等）によれば、保護基準改定の違法性に関する司法審査は、以下の観点及び方法から行われる。

すなわち、法第3条及び法第8条第2項の規定にいう最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであり、これを保護基準において具体化するに当たっては、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするもの

である。保護基準を改定するに際し、改定後の保護基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かを判断するに当たっては、厚生労働大臣に上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められる。

保護基準の改定は、〔1〕当該改定の時点において、当該改定後の保護基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるとした厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められる場合、あるいは、〔2〕当該改定に際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした同大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用が認められる場合は、法第3条及び法第8条第2項に違反し、違法となる。

そのうえで、前掲最判平成24年2月28日は、専門委員会（社会保障審議会福祉部会内に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」）が中間取りまとめにおいて示した意見が、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところはなく、基準改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持するに足りない程度にまで低下するものではないとした厚生労働大臣の判断が専門委員会の意見に沿って行われたものであり、その判断の過程及び手続に過誤欠落があると解すべき事情はうかがわれず、また、本件改定に基づく生活扶助額の減額が被保護者世帯の期待的利益の喪失を通じてその生活に看過し難い影響を及ぼしたものとまで評価することはできないとしている。

エ 本件基準改定に先立って、社会保障審議会生活保護基準部会は、生活扶助基準、及び有子世帯の扶助・加算に関する検証を中心に、検証結果をとりまとめた（部会報告書平成29年12月14日）。そこでは部会が、「今後、厚生労働省において具体的な基準の見直しを検討する際には、今回の検証結果を考慮しつつも、同時に検証方法には一定の限界があり」、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう、強く求めるものである」と述べ、「現在生活保護を受給している世帯や一般低所得世帯への影響に十分に配慮すること」、「子どもの貧困対策や子どもの健全育成に逆行することのないよう、十分に配慮すること」等への留意を促すとともに、今後の検証に向けた課題（全国消費実態調査のデータに基づいた検証手法の課題や、一般低所得世帯との均衡のみならずこれ以上下回ってはならない絶対的な水準の設定など新たな検証手法の開発等）を提示している点に、注意を払う必要がある。

もっとも、今回の検証で用いられた調査データや統計的分析手法等の方法、これによる分析評価の過程、その検証結果については、部会自身が認めるようになお説明されていない点が残るものの、統計等の客観的な数値等との合

理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとまで認めることはできない。そして、本件基準改定は、おおむね、部会の検証結果に沿って行われたものである点で、これに関する厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情はうかがわれない。

また、世帯類型によって減額の影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助費、母子加算及び児童養育加算の合計の減額幅を現行基準からマイナス5%以内にとどめる措置や、3年間をかけて段階的に実施する激変緩和措置等が講じられている点で、本件基準改定に基づく減額が、被保護者世帯の生活に看過し難い影響を及ぼしたとまで評価することは困難である。

したがって、本件基準改定後の保護基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持するに足りるものであるとした厚生労働大臣の判断に、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があると認められず、また、本件基準改定に際し激変緩和等の措置を採るか否かについての方針及びこれを採る場合において現に選択した措置が相当であるとした同大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということとはできず、本件基準改定は、法第3条又は法第8条第2項の規定に違反するとはいえない。

以上より、本件基準改定に基づき行われた本件処分が、違法又は不当であるということとはできない。

## (2) 理由提示について

審査請求人は、本件処分に係る理由提示が不十分であると主張する。

行政手続法第14条第1項本文が不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。同規定は保護の不利益変更処分にも適用される（法第29条の2）。そのうえ、法は、法第25条第2項において準用する法第24条第4項の規定により、保護の実施機関が職権により被保護者に対する保護を変更する場合には、不利益変更の場合にとどまらず、決定の理由を付した書面により通知しなければならないと規定している。

どの程度の理由を提示すべきかについては、上記の諸規定の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであると解される。

本件についてみると、本件処分は、保護基準の改定に伴って当該基準に明確に定められた要件や金額等に基づき保護費を変更するものであって、前記

1の(3)のとおり、告示により改定後の保護基準の内容が明らかにされており、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはないといえる。また、本件処分に係る通知書とそれ以前の通知書を見るなどすれば、通知を受けた段階で、本件基準改定による保護費の変更及び増減の程度等が判明することから、被保護者による不服申立ての便宜を著しく損なうものであったとまではいえない。また、本件処分に係る通知の際に改定後の保護基準の概要を説明したリーフレット等が審査請求人に配付されていることも併せ考慮すれば、本件処分に係る理由提示として、「基準改定」や「基準改定による変更」との記載のみであったとしても、それをもって直ちに上記の理由提示義務の趣旨を没却するものであるとして、本件処分が違法又は不当であるとまで評価することはできない。

### (3) 結論

以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第6 付言

保護基準の改定は被保護者にとって影響が大きいと、処分庁においては、改定に至る経緯、それを適用した場合にどの程度の減額になるのかということについて説明することが望まれるのは言うまでもない。審査会から処分庁に対して、本件処分について、保護基準がどのように改定され、これに基づきどのように審査請求人に対する保護費が算出されたのか、保護費の算出根拠・過程等について詳しく説明するよう求めたところ、処分庁から、かかる説明事項をすべての被保護者に対して書面で示すことは、システム改修等が必要となる場合もあり、事務手続上の支障が大きいとする処分庁回答書が提出された。しかしながら、少なくとも保護費の算出根拠・過程等についてより詳しい説明を求める被保護者に対しては、個別的にこれを明らかにして丁寧に説明するべきである。

加えて、保護基準は平成30年10月から3か年に分けて段階的に改定が予定されており、本件基準改定後の生活設計等に不安を覚えている被保護者等が少なくないと推察される。処分庁においては、本件基準改定の結果、被保護者の保護費さらに生活全般に具体的にどのような影響が生じるかを説明した上で、適切な助言をする等の対応が求められる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子

## 処分庁等一覧

処分庁	審査請求人	処分年月日 審査請求年月日
〇〇〇福祉事務所長	〇〇 〇〇	平成30年9月20日 平成30年12月10日
〇〇〇〇〇保健福祉センター 所長	〇〇 〇〇	平成30年9月21日 平成30年12月10日
〇〇〇〇〇〇保健福祉センタ ー所長	〇〇 〇〇〇	平成30年9月21日 平成30年12月10日
〇〇〇〇〇〇保健福祉センタ ー所長	〇〇〇 〇〇〇	平成30年9月21日 平成30年12月10日
〇〇〇〇〇〇〇保健福祉セン ター所長	〇〇 〇〇	平成30年9月21日 平成30年12月10日
〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センタ ー所長	〇〇 〇	平成30年9月21日 平成30年12月10日
〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センタ ー所長	〇〇 〇〇	平成30年9月21日 平成30年12月14日
〇〇〇保健福祉総合センター 所長	〇〇 〇	平成30年9月13日 平成30年12月10日
〇〇〇福祉事務所長	〇〇 〇〇〇	平成30年9月27日 平成30年12月10日
〇〇〇福祉事務所長	〇〇〇 〇〇	平成30年9月27日 平成30年12月10日
〇〇〇〇〇福祉事務所長	〇〇 〇〇	平成30年9月21日 平成30年12月10日

〇〇〇〇〇福祉事務所長	〇〇 〇〇	平成 30 年 9 月 20 日 平成 30 年 12 月 10 日
〇〇〇〇〇福祉事務所長	〇〇 〇〇	平成 30 年 9 月 21 日 平成 30 年 12 月 10 日
〇〇〇〇〇福祉事務所長	〇〇 〇〇	平成 30 年 9 月 21 日 平成 30 年 12 月 10 日

回答書一覧

処分庁	回答書の文書番号等
〇〇〇福祉事務所長	令和元年11月5日付け〇〇〇第1487—1号
〇〇〇〇〇保健福祉センター所長	令和元年11月5日付け〇〇〇第349号
〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長	令和元年11月1日付け〇〇〇〇第518号及び令和元年11月1日付け〇〇〇〇第519号
〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長	令和元年11月5日付け〇〇〇〇〇第1920014号
〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長	令和元年11月1日付け〇〇〇〇〇第249号
〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長	令和元年11月1日付け〇〇〇〇第1355号、令和元年11月1日付け〇〇〇〇第1356号及び令和元年11月1日付け〇〇〇〇第1357号
〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長	令和元年11月5日付け〇〇〇〇第255号
〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長	令和元年11月1日付け〇〇〇〇〇第1011号及び令和元年11月1日付け〇〇〇〇〇第1012号
〇〇〇保健福祉総合センター所長	令和元年11月8日付け〇〇〇〇第1422号
〇〇〇福祉事務所長	令和元年11月7日付け〇〇〇第509号
〇〇〇〇〇福祉事務所長	令和元年11月5日付け〇〇〇〇〇〇第474号
〇〇〇〇〇福祉事務所長	令和元年11月5日付け〇〇〇〇〇第465号
〇〇〇〇〇福祉事務所長	令和元年11月5日付け〇〇〇〇〇〇第605号